

100万ドルのホームランボール

2007(平成19)年7月16日<宣伝用ビデオ鑑賞>

★★★



監督・脚本・プロデュース=マイケル・ウラノヴィックス/出演=アレックス・ボボフ/パトリック・ハヤシ/バリー・ボンズ/マーティ・トリアーノ/ドン・タマキ/ケビン・マッカーシー/ジョシュ・ケッペル (ファントム・フィルム配給/2004年アメリカ映画/88分)

……2007年7月23日現在、バリー・ボンズ選手の通算ホームラン数は753号で、ハンク・アーロン選手の記録まであと2本！ この映画は、そのボンズが2001年10月7日に放った第73号ホームランボールの所有権をめぐる、「捕った！盗られた！訴えた！」という大騒動を描いた興味深いドキュメンタリー映画。記念ボールの値段は100~200万ドル。それを捕れば、一躍億万長者に……。そんな思惑の中、球場は騒然となり、「捕った！盗られた！」をめぐる裁判闘争は、いかにも訴訟大国アメリカを象徴するものに。しかし、その何とも意外な結末は……。それは是非あなた自身の目で。特に法科大学院の学生は、きっちりと法理論の勉強も……。

第5章

これは一体何の映画……？

『100万ドルのホームランボール』というタイトルだけでは、それが何の映画なのかサッパリわからないし、『捕った！盗られた！訴えた！』というサブタイトルを見てもわからない。また『Up For Grabs』(早い者勝ち)という原題を見ても、やはりわからないはず。

今、イチロー、松井秀喜、松坂大輔を代表とする日本人大リーガーの活躍によって日本でも大きく普及しているのが、アメリカ大リーグに関する野球のニュース。その中でも今年最大の話題は、サンフランシスコ・ジャイアンツのバリー・ボンズ選手が、今シーズン開始前あと21本と迫っている、ハンク・アーロン選手のもつ通算本塁打記録755本に追いつき追いこすことができるかどうかということ。

これこそ本当のおススメ！

今季も順調にホームランを打ち続けていた今年43歳のボンズだったが、7月3日に第17号を放って以来絶不調となり、このビデオを観た7月16日には欠場が続いていたほど。ところが、この評論完成直前の7月20日付夕刊によれば、一時的な休養が彼の体力を復活させたようで、18号、19号と2本のホームランを放ち、7月21日現在通算753号、アーロンの記録まであと2本と迫っている。

ところで、今から6年前の2001年10月7日、そのボンズ選手が打ちたてた金字塔が73本というシーズン最多本塁打の記録。なるほど、その話なら多くの日本人は知っているはず。そしてこの映画は、バリー・ボンズ選手の73号という記念すべきホームランボールについて、「捕った！盗られた！訴えた！」というドキュメンタリー映画。



9・11 vs. 10・7

21世紀のはじめとなる2001年は、日本ではそれから5年半続くことになった小泉内閣が4月に発足した記念すべき年だが、アメリカでは9・11同時多発テロに見舞われた忌まわしい年。そして、1941年12月8日のリメンバー・パールハーバーと同じように、その直後にイスラム勢力に対する十字軍の聖戦の如くイラクに対する戦争突入となった記念すべき年。この9・11テロから1カ月も経たない10月7日に生まれたのが、ボンズ選手による第73号本塁打の新記録だが、この記念すべきボールを誰が「捕った」のかをめぐって大騒動が巻き起こることに……。



記念ボールの獲得は億万長者への道……

アメリカでは、①46年前にロジャー・マリスがベープ・ルースのシーズン最多記録を破った61号のホームランボールには当時の値段で5000ドル（約180万円）の値がつき、②1998年のマーク・マグワイアがシーズン70本塁打を記録した時、史上最も価値のあると言われたこのボールは破格の270万ドル（約3億円）で落札されたという「実績」があったため、記念のホームランボールを捕ることは、アメリカの野球ファンにとっては億万長者になることとイコールとなっていた。

宝くじの当たる確率が何万分の1か知らないが、野球場の外野席でホームランボールを捕る確率はそれよりはるかに高いもの。2001年のシーズンはボンズ選手がホームランを量産するにつれて外野席にはグラブを持ったファンが集まり、ホームランボールを捕ることに異様なまでの熱意と執着を示していた。そんな中、遂にその日、そ

の瞬間がやってくることに……。ライトスタンドへ飛び込んできたボンズ選手の第73号ホームランボールを見事にゲットしたのは、ボールを手にしてカメラに向けて微笑むパトリック・ハヤシ。と思われたが……？

ケッペルテープとは……？

いつ記録が飛び出すのか？ マスコミ各社のカメラマンは、ボンズ選手に対して一球投げられるたびにカメラのフラッシュをたき、その瞬間を見逃すことのないよう必死の態勢を。そして外野席では、飛び込んできたボールを誰が捕るかについても、さまざまな工夫をし撮影態勢をとっていた。そんな中、裁判闘争に発展するその瞬間をカメラに収めていたのが、NBC-11のニュースカメラマン、ジョシュ・ケッペル。したがって、彼が撮ったこのビデオテープは後にケッペルテープと呼ばれる重要な物証になったのは当然。

そこには、長身のアレックス・ポポフが左手で高く掲げたグラブの中に入っているボールの姿がたしかに見える。しかし、ボールを捕った後に人々が次々と倒れ込んだため、その後のボールの行方は不明。そしてその後、ボールを手にししっかりと持ったハヤシがカメラに向かって微笑んでいる姿もはっきりと。したがって、警備員がハヤシがボールを捕ったものと判断し、そのボールを大事そうに胸の中に抱えるハヤシを連れ出したのは当然の措置と思えたが……？

ポポフから異議が……

このように、いったんはハヤシが73号ホームランボールの所有者とされたが、これに断固として異議を唱えたのがポポフ。すなわち彼は、「自分が捕った！」と主張し、「落したのではない。奪われた！」と主張したわけだ。

現場にいた関係者は多い。そしてポポフやハヤシに最も近い関係者たちはそれぞれ自分が見たり、聞いたりしたことを述べ合った。この映画はそんな関係者の証言を広く客観的に拾っているから、まず第1にその分析が大切だ。第2に面白いのは、常に強気で多弁、そして目立ちたがり屋のポポフに対して、ハヤシは日系人らしく(?) 口数が少なく控え目なこと。その対比が、ある時はポポフに有利になったり、逆にある面ではハヤシに有利になったり……。さて、こんな状況下、一方でイラク戦争が華々しく展開されていく中、100万ドルのホームランボールをめぐる2人の争いは、

一体どんな方向に……？

面白い論点がいっぱいだが……

この映画は88分のドキュメンタリー映画だが、①物的証拠や多数の証人の証言による事実認定の難しさ、②興味ある原告・被告2人の人物像の他、③本裁判、仮処分、競売をめぐる法的手段上の論点、④所有権と占有権を中心とした実体法的な論点、⑤弁護士費用をめぐる論点など興味深い論点がたくさんある。

①②については誰が観ても面白く理解できると思われるため、実際に映画を観て楽しんでもらうこととし、私は③④⑤についてコメントしてみたい。もっとも、この映画のプレスシートには、「映画製作側からジャーナリストのみなさまにお願い」として、「バリー・ボンズの『100万ドルボール』をめぐる裁判の結果、そして記念ボールがどうなったか、最終的な結末については、口外しないようにお願いします」と明記されているから、これはあくまで厳守したうえで……。

論点1 売却禁止の仮処分とは……？

ポポフは12万6000ドルの訴訟費用（弁護士費用）を友人から借りて、マーティー・トリアーノ弁護士に依頼し、訴訟を準備中。ポポフはボールの価値を100~200万ドルと見込んでいるうえ、裁判は必ず勝訴すると信じているようだから、訴訟への入れ込みは大変なもの。それを聞いたハヤシは、弁護士探しに苦労しながらもドン・タマキ弁護士に依頼して対抗することに。

そんな中、第1ラウンドともいべき前哨戦となったのは、ハヤシがその所持する73号ホームランボールを売却しようとしているうわさを聞いたポポフ（の弁護士）による、売却禁止命令の申立とそれを認容した裁判所の判断。

これは、日本では民事保全法が定める本案前の仮処分だ。すなわち、①ボールを引き渡せ、②ボールの所有権の確認という本案訴訟に先立って、訴訟の対象となるボールの所有権の移転を仮に禁止し、現状のまま保全しておくための手続。日本では、裁判所がこの処分禁止、現状保全の仮処分命令を下すについては、申立人（つまりポポフ側）に保証金を供託させるのが普通だが、さて実際のケースの場合はどうだったのだろうか……？

仮処分命令が出されたまま長期間放置されたのでは被申立人であるハヤシ側はかな

わないから、日本では被申立人は早く本案裁判を提起せよと求める「起訴命令」の申立もできるが、実際にはそんなややこしい手続をとるまでもなく、本訴になった模様……？

裁判長のスタンスは……？

2007年6月28日、スチール・パートナーズの仮処分申請を却下してブルドックス側を勝訴させた東京地裁の裁判長は鹿子木康氏だが、彼は2005年3月11日フジテレビに対するライブドアからの新株発行差し止めの仮処分を認容した裁判官。日本では裁判官は判決や決定に書いてあることがすべてで、自ら口頭でそれを語ることは100%ないが、さてアメリカでは……？

この審理を担当したサンフランシスコ高等裁判所のケビン・マッカーシー判事は、この興味ある事件を担当することが光栄だと考えているとスクリーン上で語っているし、1度ロースクールに法廷を移して教授たちの見解を尋ねるについての自分の考え方で解説しているから面白い。こんな、いかにも聡明そうなマッカーシー判事が下した判決は……？

和解の可能性は……？

マイケル・ウラノヴィックス監督が73号ホームランボールをめぐるポポフとハヤシの争奪戦を描く目はかなり客観的だから、そもそもこんな子供のケンカみたいな争い、ましてやそれが訴訟になることについての批判的な意見も多数紹介している。とりわけ注目されるのが、ボンズ選手自身の「ボールを売却して折半すればいいじゃないか」という考え方。多分これが多くのアメリカ国民の声だろう。さらに、もう少し良識派の意見は、「2人が野球の殿堂にボールを寄付し、いくらかのお礼をもらえばいい」というもの。

そんな声をマスコミから伝えられた2人の、和解についてのスタンスはかなり対照的。すなわち、ハヤシはポポフが謝罪することという条件つきながら、ボールを売却して折半することを明確にオーケーしているのに対し、あくまで強気なのがポポフ。すなわち、「俺には証人が16人もいるし、ビデオテープもある。だから俺が負けるはずがない」というスタンスだから、これでは和解は所詮ムリ……？

あるべき弁護士のスタンスは？ 委任契約は？

ホントは、こんな時こそ両者の弁護士が、こんなケースでは訴訟を避けて和解すべきだと自分の依頼者を説得すべき、と私は考えている。その詳細は、『いま、法曹界がおもしろい！』（2004年・民事法研究会）「第4章 弁護士像あれこれ」を読んでもらいたいが、そこで私が分類しているのが、依頼者迎合型と依頼者教育型（112頁以下）。

私は典型的な依頼者教育型の弁護士だから、私なら依頼者がポポフでもハヤシでも、自分の依頼者を怒鳴りつけながら和解しろと強引に勧めるはず。もっとも、いくら説得してもダメな場合は訴訟もやむなしだが、その場合は勝訴の場合、敗訴の場合、和解の場合と事細かくケースを分けて弁護士費用を約束するから、後日その点でトラブルになることはありえないもの。この場合最も大切なことは、依頼者の期待するような結果が出なかった場合の弁護士費用の決め方だ。私なら次のようにするだろう。以下、仮に本件訴訟の経済的利益＝ホームランボールの価値を100万ドルと仮定して説明する。

依頼者がポポフの場合

(1) ハヤシからの折半の和解案をあえて蹴って100%を裁判所に求めることは危険が大きいことをあらかじめ十分告知し、50%の維持が現実的な解決策であることを納得させることが大切。この場合はもちろん、50%で和解すれば、弁護士費用はごくわずかで済むことの説明も必要。

(2) どうしても100%を請求して裁判をするというのであれば、実質的な経済的利益は2分の1の50万ドルと考えるが、危険が多いため弁護士費用も高くつくことを十分説明すべき。

(3) そのうえで私なら、着手金は50万ドルの10%の5万ドル、そして判決で100%が認められた場合は50万ドルの20%とする。

(4) 敗訴した場合。これには2通りある。仮に、50%になった場合でも和解の線を維持したという意味で報酬は5%とする。万が一100%敗訴すなわちゼロになった場合は、もちろん報酬はゼロ。

したがって本件の場合、ここだけネタばらしをすれば、ポポフが最初に払ったトリ

アーノ弁護士への弁護士費用が12万6000ドル、そして最終的に弁護士費用は64万ドルになったとのことだが、その金額の算出根拠はもとより、もっと詳細な弁護士報酬についての契約条件の内容を知りたいもの……。

依頼者がハヤシの場合

ハヤシから依頼を受けた場合の弁護士費用の算定は難しい。なぜなら、ハヤシは50%の線を維持できて当然と考えているにもかかわらず、ポポフが100%を請求して裁判してくるのだから、その線を維持できれば弁護士報酬を支払わなければならないことを納得させることがまず大切。したがって、委任契約締結にあたっては

(1) 50%の和解案維持が現実的目標だから、着手金は実質的な経済的利益50万ドルを基準としてその5%、そして、それが達成できれば報酬は10%とする。

(2) 敗訴の場合、すなわちボールをポポフに引き渡せという判決になればもちろん報酬はゼロ。

(3) 裁判を頑張り、白黒をつけた結果全面勝訴し、ハヤシがボールを獲得できた場合は、成功報酬は着手金が5%と少なかったこともあり、20%とする。

現実の弁護士費用は……？

以上が、仮に私が弁護士として受任した場合の弁護士報酬の決め方だが、これは弁護士によって大幅に異なるもの。そして、私がここに書いた条件はかなり良心的なものだと信じている。他の弁護士の意見は……？ そしてあなたの意見は……？

面白いのは本件のケース。ポポフの弁護士費用は、ポポフがボールの価値を100～200万ドルと仮定していることがどの程度考慮されたのかは知らないが、最終的に64万ドルになったことはネタばらししてしまった。したがって皆さんには、判決がどうなったのかとともに、この弁護士費用がどうなったのかにも注目してもらいたい。もちろん、それはポポフだけではなく、ハヤシの弁護士費用についても同じ。

所有権をめぐる実体法的論点は……？

マッカーシー判事やロースクールの教授たちが指摘したように、この裁判で問題となるのは、ホームランボールの所有権はいつ、どのような状況で、誰に発生するのか、ということ。またその論点を判断するについては、占有とは何かということが重要な

ファクターになる。

そこでA説は、いったんグラブに収まったらその時点以降、他の者はそれを邪魔してはならないという説。そしてB説は、いったんボールがグラブの中に入っても、そこからまた飛び出して宙に浮いている状態、すなわちボールが跳ねている状態ではボールは未だ誰のものでもなく、誰もが所有者になる可能性があるというもの。さて、マッカーシー判事はどちらの説に……？

マッカーシー判決のポイントは……？

マッカーシー判決言渡しの特徴とマッカーシー判決における論点についての私なりの整理は次のとおり。

第1は、判決の読みあげが紋切り型ではなく傍聴人にも配慮した非常に面白いスタイルであるのが特徴で、これが日本の判決言渡しのシーンとは全く違うところ。日本では刑事事件は必ず判決全文の言渡しが行われるうえ、何時間もかかるケースがあるが、民事事件は主文の言渡しだけで、判決文を後からもらわなければその内容が全くわからないケースがほとんど。もっとも、民事事件でも社会的に注目されている事件は、現実に判決理由を口頭で述べることもあるが、これも判決文を朗読するだけで余計なコメントを差し挟むことはありえない。ところが、マッカーシー判事の判決言渡しは……？

第2は、本件判決を下すについて最も重大な疑問点を指摘し、裁判所がその疑問点にどう立ち向かったのかという、一見判断放棄のような心情(?)を露呈していることで、これも日本ではちょっと考えられないもの。

第3は、学者から聴き取りをした所有権と占有権についてのA説、B説を参考にし、ポポフに完全に所有権を認められるか否かの判断をしていることで、これは映画を観てのお楽しみに。

第4は、ポポフかハヤシのどちらにボールの所有権を認めるか認めないかについて、群衆による違法行為の存否という概念を設定し、それを主要なメルクマールとしたこと。

第5は、そのメルクマールに従って、ポポフの予見される利益が侵害されたかどうか、またハヤシも被害者となるのかどうか、という認定をしたこと。

こんな興味深い判決言渡し風景と論点の整理は、日本でも法科大学院の教材として

最適。

そして、その結論は？ 私としてはここでそれを解説したいのは山々だが、「結末は決して口外しない」という約束を遵守しなければならないため、それはあなた自身の目で確認し、その是非を掘り下げてもらいたいもの……。

判決後の手続は……？

判決が下されると、その判決主文で命じた内容が任意に履行されればよいが、そうでない場合は強制執行手続に移ることになる。すると、このケースでは……？ どんな判決にもとづいて執行はどのように……？ これもここで書けないのは実に残念だが、こんな私の問題意識を前提としたうえでこの映画を観れば、あなたの理解力は格段に高まるはず……。

ちなみに、マッカーシー判決とそれにもとづく強制執行の物語はムチャクチャ面白いということだけはここにハッキリと書いておこう。そんな面白いものだから、プレスシートも「決して口外しないで下さい」と念押ししているのだということに期待して、是非この映画を観てもらいたいものだ。

2007(平成19)年7月23日記

第5章

これこそ本当のおススメ！

ミニコラム

ボンズ「被告人」へ転落！

07年のシーズン終了時ボンズ選手の
本塁打は762本で、3000試合出場（残り14）、3000安打（同65）、2000打点（同4）の
大台到達に執念を燃やしている。そんなボンズが被告人の座に転落した。それは「ステロイドとは知らずに使用した」との一連の証言が偽証罪と審理妨害罪に該当するとして、米連邦大陪審から起訴されたためだ。弁護団は無

罪を主張するそうだが、当時の個人トレーナーは既に有罪判決を受けるなど、状況はきわめて不利らしい。現在彼はジャイアンツとの再契約は未了でFAの身だが、これにて選手生命がジ・エンドとなるのか、それとも不死鳥のように甦るのか、注目したい。

2007（平成19）年11月21日